

公共事業新規評価の結果について 【整備系】

- 新規評価箇所総括表（R7 年度補正予算等）
 - 1. 森林整備課_山地治山事業
…P1
 - 2. 道路課_道路整備事業
…P2

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実施 環境						
1	治山	生活関連	山地治山事業	白畑地区	唐津市		浦	落石防止工 固定工A=650㎡ 落石防護柵工L=120m	A	A	A	I	120	公	R8	「さがの森林・林業ビジョン2023」の「多面的機能の発揮（3）防災につながる森づくり」及び地域森林計画（西部地区）に位置づけられている。	山地災害発生のおそれのある箇所を早急に整備する必要があるため。

番号	種別	事業区分	事業名	箇所名等 (路河川・地区名)	施工箇所			事業概要	評価			判断	総事業費 (百万円)	公・単	完成 予定 年度	重要施策との関連性 (他事業との関連含む)	新規評価に至った経緯
					市町名	旧市町名	町・大字 等		位置 づけ	必要 性・ 効果	実施 環境						
1	道路	生活関連	道路整備事業	中原三瀬線 (古賀ノ尾)	神崎市	脊振町	服巻	交差点改良 L=93m	A	B	B	II	30	公	R8	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備	道路幅員が狭く、線形不良のカーブ区間にある交差点部であり、公民館の出入り口も隣接しているなど、車両等の安全な通行に支障をきたしているため
2	道路	生活関連	道路整備事業	厳木富士線 (市川)	佐賀市	富士町	市川	現道改築（一次改良） L=390m	A	A	A	I	208	公	R13	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備	道路幅員が狭く、線形不良のカーブ区間があるなど、車両等の安全な通行に支障をきたしているため
3	道路	生活関連	道路整備事業	切木唐津線 (八永)	唐津市		大良	現道改築（一次改良） L=300m	B	B	B	II	110	公	R9	佐賀県施策方針2023「くらしに身近な道路の整備	道路幅員が狭く、線形不良のカーブ区間があるなど、車両等の安全な通行に支障をきたしているため

公共事業新規評価調書(整備系)

部 名	農林水産部	記 入	森林整備課	課 長	武田 経孝
		責任者	唐津農林事務所	所 長	堀部 耕二

事 業 区 分	生活関連 治山事業	事 業 名	地区名等	総事業費 (下段工事費)	120百万円 (119百万円)
		山地治山事業	しらはた 白畑地区		
事 業 地			着工予定年度	完成予定年度	
唐津市 浦			令和7年度	令和8年度	
事 業 目 的			事 業 内 容		
<p>当地区は、山腹内に大小様々な不安定な転石が散在している状況である。</p> <p>今後の集中豪雨等により落石が発生する恐れがあるため落石防止工を施工し、災害の未然防止を図る。</p>			<p>落石防止工</p> <p>固定工 A=650 m²</p> <p>落石防護柵工 L=120m</p>		
評価の視点	評 価 内 容				評 価
(1)位置づけ	<p>「さかの森林・林業ビジョン2023」の「多面的機能の発揮(3)防災につながる森づくり」及び地域森林計画(西部地区)に位置づけられている。(10)</p> <p>落石の兆候があり、経年変化による災害発生への恐れがある。(30)</p> <p>当地区は山地災害危険区域であり、保全人家戸数10戸以上(15戸)(40)</p>				A (80)
(2)必要性・効果	<p>費用対効果は5.03である。(60)</p> <p>過去に土砂流出の災害履歴がない。(0)</p> <p>山腹斜面の傾斜は20%~70%(52%)である。(10)</p> <p>被害想定区域内に公共施設(県道・市道)がある。(10)</p>				A (80)
(3)実施環境	<p>地元からの要望がある。(60)</p> <p>唐津市も事業に向け協力的であり、山地災害危険地区の地域住民への周知を確認できる。(20)</p>				A (80)

評 価	AAA	条 件 等
判 断	I	
	優先的に事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
当該事業の実施により、森林の持つ水源かん養や土砂流出防止機能が維持されるものであり、工法の決定に当たっても、自然環境の保全や負荷の低減に配慮する。 具体的には、資材・重機等の搬入する仮設道にあつては、既存の道路を利用し、最小限の切土や盛土及び大型土のうによる路肩補強にとどめ、原形復旧を行い、必要に応じて植林して森林の再生を行う。

※ 動植物の保護、農地の保全、山地・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○生活環境対策

内 容
・機械の選定に当たっては、排出ガス対策、低騒音、低振動型の建設機械を使用する。

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載。

○コスト縮減策

内 容
・砕石は再生材を使用し、現地発生材(石材等)が使用可能な場合は、積極的に使用する。

※ 再生材・発生材の使用等、具体的なコスト縮減策を記載。

○その他

内 容
・特になし

※ 特に記述することがあれば記載。

公共事業新規評価調書（整備系）

（様式3）

部 名	県土整備部	記入 責任者	道路課 東部土木事務所	課 長 所 長	天本 貴子 片瀬 宏一郎
事業区分等	整備系 道路事業(生活関連)	事業名	局部改築事業	地区名等	主要地方道 中原三瀬線 (古賀ノ尾工区)
事業地				着手予定年度	完成予定年度
神埼 郡		町 脊振町服巻		令和 8 年度	令和 8 年度
事業目的				事業内容	
<p>○本路線はみやき町(旧中原町)と佐賀市三瀬村を結ぶ脊振山への連絡路線であり、本事業対象区間ではウォーキング、ツーリングコースに利用されている。 しかしながら、道路幅員が狭く、線形不良のカーブ区間であるため車両の通行に支障をきたしていること、樹木の日陰による冬季の融雪の妨げをしていることから車両の通行に支障をきたしている。このため、道路拡幅を実施することで、交通の円滑化を図るものである。</p>				<p>○事業延長 L= 93 m ○道路規格 第 3 種 第 4 級 ○道路幅員 W= 5.50 (0.00) m ○歩道幅員 W= 0.00 m ○路肩幅員 W= 0.50 m W= m ※</p>	

評価視点	評価内容	評価
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている 【施策名】 生活圏内道路の整備 10/10点</p> <p>○点 検 計 画 緊急点検で対応が必要な箇所 50/50点 ※ 大型車同士の離合が困難で、事故発生の恐れがあるため。</p> <p>○緊急輸送道路又は観光ルート 観光地と主要幹線道路を結ぶ道路 20/20点 ※ 脊振山、シャクナゲの森・浄徳寺、三瀬高原、北山ダム</p> <p>○プロジェクト等 該当なし 0/20点</p>	A (80 点)
(2)必要性・効果	<p>○交 通 量 [※60点上限適用無] 30/60点</p> <p>●交 通 量 (自動車交通量) 471台/日 [0 ~ 500 台/日未満] 10/60点</p> <p>●中山間地域補正(異常気象時等加点) 異常気象時等により交通障害が発生し、生活機能が著しく低下する区間 20/20点</p> <p>○線 形 等 ②カーブや見通しが悪い箇所等の交通に支障がある区間の視距及び線形の局所的な改良 40/40点 ※ 急カーブによる視距不良</p>	B (70 点)
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている 60/60点 ※ 地元要望書の提出、対象住民の合意あり</p> <p>○期成会、協議会の状況 期成会等の組織はないが、計画に対して協力的である 0/40点 ※ 地元要望書の提出、対象住民の合意あり</p>	B (60 点)

評価	A B B	条 件 等
判定	II	
方針	事業を実施	

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○ 自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺函渠の保全等に配慮している事項について、工夫、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
○ 大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
○ 現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効活用 ○ コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減

※ 再生材・発生材の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容
○

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書(整備系)

部名	県土整備部	記入 責任者	道路課 佐賀土木事務所	課長	天本 貴子	所長	満石 孝司
事業区分等	事業名	地区名等		総事業費			
整備系 道路事業(生活関連)	改築事業(1次改築)	主要地方道	厳木富士線 (市川工区)	208百万円 (事務費込み)			
事業地			着手予定年度	完成予定年度			
佐賀市		富士町大字市川	地内	令和8年度	令和13年度		
事業目的			事業内容				
<p>○本路線は、唐津市厳木町と佐賀市富士町を結び観光拠点である富士エリア(古湯温泉等)への観光アクセス道路であり、周遊を支援する重要な路線である。 しかしながら、本事業区間においては、道路幅員が狭く、車両の通行に支障をきたしている。このため、道路拡幅を実施することで、交通の円滑化を図るものである。</p>			<p>○事業延長 L= 390 m ○道路規格 第3種第4級 ○道路幅員 W= 5.50 (6.50) m ○歩道幅員 W= m [歩道無] ○路肩幅員 右側 W= 0.50 m ○ " 左側 W= 0.50 m ※</p>				
評価視点	評価内容				評価		
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられている <u>10/10点</u> 【施策名】生活圏内道路の整備</p> <p>○佐賀県新広域道路交通計画 当該計画の佐賀県将来道路ネットワーク計画に位置付けされた道路 <u>50/50点</u> 【対象計画】観光ネットワーク</p> <p>○緊急輸送道路又は観光ルート 観光地と主要幹線道路を結ぶ道路 <u>20/20点</u> ※ 古湯温泉</p> <p>○プロジェクト等 該当なし <u>0/20点</u></p>				A (80点)		
(2)必要性・効果	<p>○交通量 [※60点上限適用無] <u>40/60点</u> ●交通量(自動車交通量) 529台/日 [500～4,000台/日未満] <u>20/60点</u> ●中山間地域補正(異常気象時等加点) 異常気象時等により交通障害が発生し、生活機能が著しく低下する区間 <u>20/20点</u></p> <p>○交通事故(事故指標) 274件/億台キロ [50件/億台キロ～] <u>20/20点</u></p> <p>○道路構造令及び道路橋示方書との整合 道路構造令、道路橋示方書の基準から大きく逸脱しており、危険である <u>20/20点</u> ※ 幅員狭小(現況4.0m)</p>				A (80点)		
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている <u>60/60点</u> ※ 期成会から要望書が提出あり、用地買収同意あり</p> <p>○期成会、協議会の状況 期成会、協議会が設立されるなど計画に対して熱心で、地元に対しての取り組みが積極的である <u>40/40点</u> ※ 県道厳木富士線道路改良事業促進期成会</p>				A (100点)		
評価判定	A A A	条件等				I	
方針	優先的に事業を実施						

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
○ 自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺函渠の保全等に配慮している事項について、工夫、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
○ 大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
○ 現場発生材やクラッシャーラン等再生材の有効活用 コンクリート二次製品の有効活用による工期の縮減

※ 再生材・発生材の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容
○

※ 特に記述することがあれば記載

公共事業新規評価調書（整備系）

部 名	県土整備部	記入	道路課	課 長	天本 貴子
		責任者	唐津土木事務所	所 長	伊賀屋 豊
事業区分等		事業名	地区名等		総事業費
整備系 道路事業(生活関連)		局部改築事業	一般県道	切木唐津線 (八永工区)	110百万円 (事務費込み)
事業地			着手予定年度	完成予定年度	
唐津 市	大良	地内	令和 8 年度	令和 9 年度	
事業目的			事業内容		
<p>切木唐津線は、唐津市肥前町切木地区を起点とし唐津市佐志地区を結ぶ一般県道である。 本路線は、原発避難路に位置づけられており、地元の生活道路として利用されている。 しかしながら、車線数が1車線の未改良区間のカーブ区間で見通しが悪く、車両の通行や離合に支障をきたしている。 このため、局部的な線形改良を実施し、安全・円滑な道路交通を確保するものである</p>			<p>○事業延長 L= 300 m ○道路規格 第 3 種 第 4 級 ○道路幅員 W= 5.50 (7.00) m ○歩道幅員 W= 0.00 m [歩道無] ○路肩幅員 右側 W= 0.75 m ○ " 左側 W= 0.75 m ※</p>		
評価視点	評価内容				評価
(1)位置付け	<p>○各部の施策に関する方針等 県土整備部の施策に関する方針等に位置付けられていない <u>0/10点</u></p> <p>○点検計画 緊急点検で対応が必要な箇所 <u>50/50点</u></p> <p>※ 1車線でS字カーブ区間</p> <p>○緊急輸送道路又は観光ルート 該当なし <u>0/20点</u></p> <p>○プロジェクト等 地域プロジェクト <u>10/20点</u></p> <p>※ 玄海町:原発避難道路</p>				B (60点)
(2)必要性・効果	<p>○交通量 [※60点上限適用無] <u>20/60点</u></p> <p>●交通量(自動車交通量) 684台/日 [500 ~ 4,000 台/日未満] <u>20/60点</u></p> <p>●中山間地域補正(異常気象時等加点) <u>0/20点</u></p> <p>○線形等(採択要件) ②カーブや見通しが悪い箇所等の交通に支承がある区間の視 <u>40/40点</u></p> <p>※ 1車線でS字カーブ区間</p>				B (60点)
(3)実施環境	<p>○沿線住民の合意 計画に対して協力的で、用地買収のための調整が図られている <u>60/60点</u></p> <p>※ 地元要望書の提出、対象住民の合意あり</p> <p>○期成会、協議会の状況 期成会等の組織はないが、計画に対して協力的である <u>10/40点</u></p> <p>※ 地元要望書の提出、対象住民の合意あり</p>				B (70点)
評価	B	B	B	条件等	
判断	II				
	事業を実施				

定性評価調書

○自然環境保全

内 容
自然環境保全に配慮し、道路線形は極力現道を利用した法線とする。

※ 動植物の保護、農地の保全、地山・山間地の保全、水辺環境の保全等に配慮している事項について、工法、対策、留意事項を記載

○生活環境対策

内 容
大気汚染について、配慮している事項(排ガス対策型機械の使用) リサイクルに配慮している事項(建設副産物の適正処理、再生材の使用)

※ 大気・水・土壌・地盤環境の保全、リサイクル、文化財、バリアフリー、周辺土地利用状況等に配慮する事項について、工法、対策、留意事項を記載

○コスト縮減策

内 容
現場発生材やクラッシュラン等再生材の有効利用 コンクリート二次製品の有効利用による工期の縮減

※再生材・発生剤の使用等、具体的な縮減策を記載

○特記事項

内 容

※ 特に記述することがあれば記載